（中心市街地の活性化に関する法律の一部改正）

**第九条**　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条第五項第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第三十六条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

**第十条**　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五項第八号を次のように改める。

八　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第十四条第五項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

（総合特別区域法の一部改正）

**第十一条**　総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

**第二十条**　削除

第四十三条を次のように改める。

**第四十三条**　削除

別表第一の三の項中「国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

別表第二の一の項中「地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業」を「削除」に改める。

（総合特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

**第十二条**　この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合特別区域法（以下この条において「旧総合特別区域法」という。）第三十五条第十項の認定を受けている同条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画（同条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として旧総合特別区域法第四十三条第一項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業を定めたものに限る。）については、前条の規定による改正後の総合特別区域法（以下この条において「新総合特別区域法」という。）第三十七条の二第一項第一号に規定する特定事業として第二条の規定による改正後の構造改革特別区域法（以下この条において「新構造改革特別区域法」という。）第十九条の二第一項に規定する地域限定特例通訳案内士育成等事業を定めた新総合特別区域法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画であって新総合特別区域法第三十七条の二第二項の規定により読み替えて適用される新総合特別区域法第三十五条第十項の認定を受けたものとみなす。

2　この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けている者については、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十八条の規定による地域限定特例通訳案内士の登録を受けた者とみなす。

3　旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第十九条の規定による地域限定特例通訳案内士登録簿とみなす。

4　この法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第二十二条の規定により交付されている地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第八項において準用する通訳案内士法第二十二条の規定により交付された地域限定特例通訳案内士登録証とみなす。

5　前各項に規定するもののほか、この法律の施行前に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされた処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に旧総合特別区域法第四十三条第一項の規定の適用を受けて旧総合特別区域法の規定によりされている申請その他の行為（以下この項において「申請等の行為」という。）は、この法律の施行後は、新総合特別区域法第三十七条の二第三項の規定によりみなして適用される新構造改革特別区域法第十九条の二第一項の規定の適用を受けて新構造改革特別区域法の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

6　この法律の施行前にした旧総合特別区域法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

**第十三条**　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第五項第九号を次のように改める。

九　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

第六十三条第五項第十号を削る。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

**第十四条**　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第四号中「及び第二十一条」を「、第二十一条及び第二十二条」に改める。

附則に次の一条を加える。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

**第二十二条**　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第十一項の表市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）の項を削り、同表義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号） | 第一条第二号 | ものに限る。）、中等教育学校（公立国際教育学校等に該当するものを除く。）、特別支援学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）、中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）、特別支援学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。） | 教職員の給与及び報酬等に要する経費 | 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに都道府県立の中学校及び中等教育学校等（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に相当するものに限る。） |
| | 第三条 | 設置する義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。） | 教職員の給与及び報酬等に要する経費 | 教職員の給与及び報酬等に要する経費並びに指定都市の設置する中学校及び中等教育学校（いずれも特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。）の管理に要する経費（教職員の給与及び報酬等に相当するものに限る。） |